

館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金募集要項

(令和5年度)

館山市では、館山市産の農水産物を活用した加工品を開発する事業者に、対象経費の一部を補助します。利用を希望される方は、以下の事項を確認の上、お申し込みください。

1 補助対象者	加工品に関する事業を行う個人・法人・団体。 ※ただし、次の各号に該当すること。 (1) 個人又は団体にあつては市内に住所又は活動の拠点を有し、法人にあつては市内に本店を有するなど活動の拠点を市内に有し、事業に意欲的に取り組む者 (2) 市税の滞納がない者(グループの場合はその構成員をいう。)
2 対象となる事業	次の各号に掲げるいずれかの事業とする。 (1) 販売を目的として館山産の農水産物を活用した加工品の開発を行う事業 (2) 館山市産の農水産物を活用した既存の加工品の改良により付加価値の向上に取り組み販売の拡大を図る事業
3 補助概要	(1) 補助率 補助対象経費(裏面参照)の総額の3分の2 (2) 上限額 30万円
4 募集期間	令和5年6月1日(木)～6月30日(金)午後5時必着
5 応募方法	下記の提出先へ、次に掲げる書類を提出すること。(郵送または持参による。) (1) 館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付申請書(様式第1号) (2) 館山市農水産物加工品開発等支援事業実施計画書(様式第2号) (3) 館山市農水産物加工品開発等支援事業収予算書(様式第3号)
6 審査方法	(1) 審査の内容 書類審査 (2) 審査の基準 地域性、優位性、実現可能性、経費の妥当性を基準として審査する。
7 交付の決定	7月下旬に審査の結果、交付の可否を通知する。
8 実績報告	交付の決定を受けた方は、下記の提出先へ、補助対象事業が終了したとき又は当該年度の1月末日までに、館山市に館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金実績報告書(様式第7号)を提出すること。
9 その他	・補助金の交付決定日以降に着手する事業を対象とする。既に取り組みされている事業については、対象外とする。 ・採択された事業は、商品名・商品説明・申請者名等を公表することがある。 ・その他の点については、館山市農水産物加工品開発等支援事業補助金交付要綱を参照すること。

問合せ・提出先

館山市 経済観光部 食のまちづくり推進課

〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1(館山市役所 本庁3階)

電話 0470-29-5385 FAX 0470-23-3115

対象費目	経費内容等
①機器費・設備費	<p>機器・設備等の購入・設置に必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・著しく汎用性の高いものは対象外とする。
②使用料・賃借料	<p>加工機器・設備等のリース・レンタル、事業実施のため会議室等の使用や借上げに対して必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前から賃貸契約を結んでいるものは対象外とする。 ・複数年度契約の場合、1年以内分を対象とする。
③消耗品費	<p>各種事務用品、試食用資材（紙皿、楊枝、調味料等）・包装資材等の消耗資材・用具、加工食品の原材料等の購入に必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前から購入している販売等に係る消耗品の購入は対象外とする。 ・複数年使用分の購入の場合、1年間の使用量分以内を対象とする。
④委託費	<p>特殊な知識等を必要とする場合、その事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するために必要な経費又は事業実施のため、それだけでは本事業の成果とはなり得ない分析・試験・加工等を行うために必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農水産物の加工を委託する経費、調査等を委託する経費を含む。 ・パッケージやラベルデザインの制作を依頼する経費を含む。 ・事業実施主体の構成員に対して払う委託費は対象外とする。
⑤謝金	<p>必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供等を行った人又は組織に対する謝礼に必要な経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターや検討会における有識者に対する謝金を含む。 ・事業実施のための通訳に係る経費等も含む。 ・単価は、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定するものとする。 ・事業実施主体の構成員に対して払う謝金は対象外とする。
⑥旅費	<p>事業実施主体が行う各種活動の実施に必要な旅行に要する交通費等の経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター、専門家等の招へいに要する経費等も含む。 ・交通費は、公共交通機関を利用した場合の費用とする。 ・社会通念上必要と認められる額とする。 ・日当・食事代に相当するものは対象外とする。
⑦その他	<p>①～⑥の費目に該当しない事業実施のために必要な経費。 (輸送料、通信費、文献・資料等購入費、特許・実用新案等の出願費・許諾費など)</p>

※1 すべての補助対象経費は、当該補助事業以外の目的には使用できないものとする。

※2 委託費において、コンサルタント会社やデザイン会社等を活用する場合、当該補助事業の目的に照らし合わせて、社会通念上、相当と認められる理由を有する場合に限る。